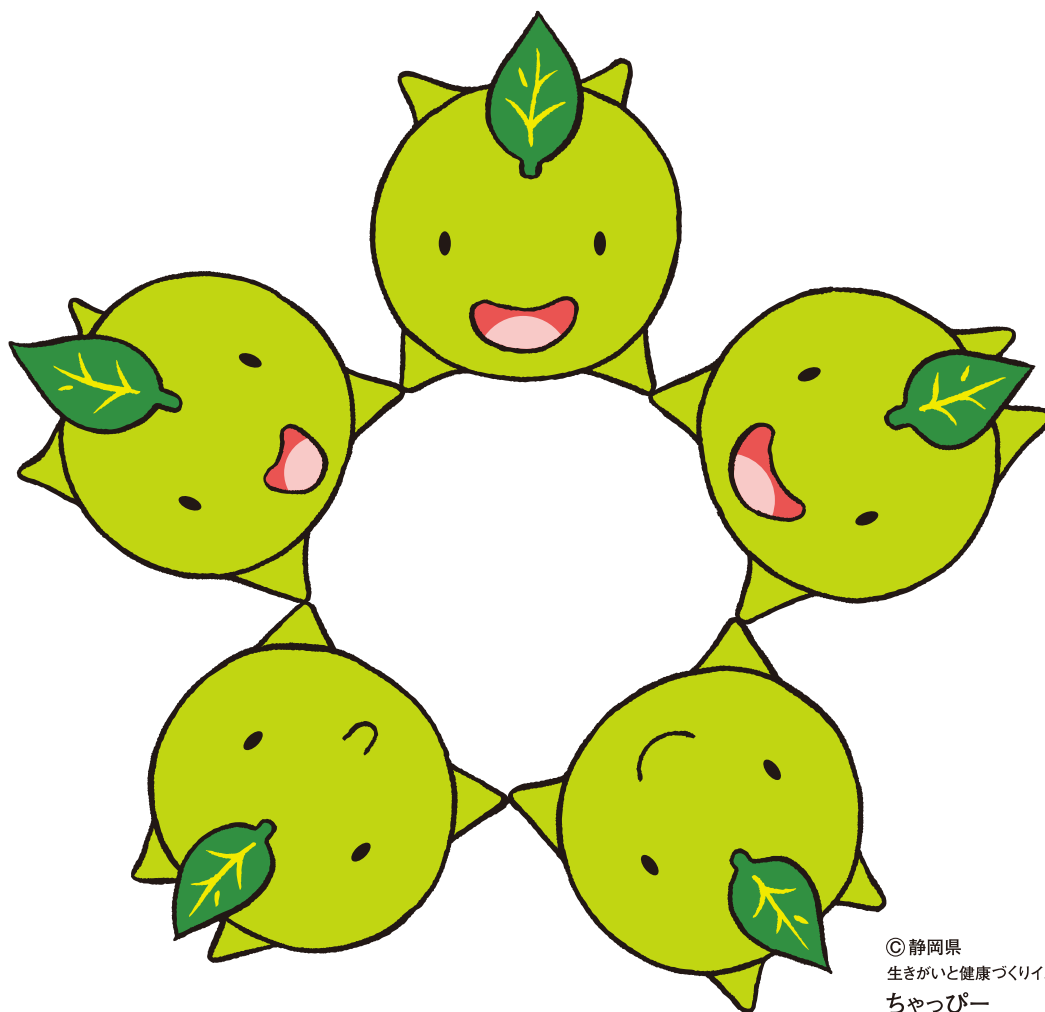


ふじのくに健康いきいきカード

協力店・協力施設募集！



© 静岡県
生きがいと健康づくりイメージキャラクター
ちゃっぴー

静岡県は、県内市町が実施する「健康マイレージ事業」を応援しています。

「健康マイレージ事業」とは…

健康マイレージ事業は県民の健康づくりを促進する新しい仕組みです。

参加者は、毎日の運動や食事、休養などの目標を達成できた場合や、健康診断の受診、健康講座やスポーツ教室、ボランティアなどの社会参加をすることにポイントが獲得できます。一定以上のポイントを獲得した人には、市町から「ふじのくに健康いきいきカード」が発行されます。「ふじのくに健康いきいきカード」を持っている人は、「ふじのくに健康いきいきカード協力店・協力施設」でカードを提示することによりサービスが受けられる制度です。

健康マイレージ事業協力店・施設へのお願い

- ☆ ふじのくに健康いきいきカードを提示した方に対して、割引サービス等の提供をお願いします。
- ☆ 協力店・施設には提供するサービス内容を記載した「ふじのくに健康いきいきカード協力店」のポスターの掲示をお願いします。健康づくりを応援している企業等としてイメージアップを図ることができます。
- ☆ サービス内容は協力店・施設が独自に決めることができますので、できるところから始めてください。（サービス内容はあくまでカードを提示したことに対するものとしてください。
全ての来店者に対して行うサービスは対象外となります）



県民が提示する健康いきいきカード（表）

有効期限	
年	月 日まで有効
お名前	
御住所	
発行	No.
市・町	

●記載のご本人以外には使用できません。
●有効期限は、生誕の日を以て、一年ごとにリフレッシュして更新しましょう。
●県内全域の協力店舗・施設でサービスが受けられます。
●「サービス」を受けるときは、あらかじめこのカードをレジなどに提示してください。
●カードの提示が無い場合は、特典の適用・ご利用はいただけません。
●サービスは、協力店舗・施設の善意と協力によるものです。ルールを守って気持ちよくご利用ください。
この事業は、静岡県と県内市町の協働事業です。

県民が提示する健康いきいきカード（裏）

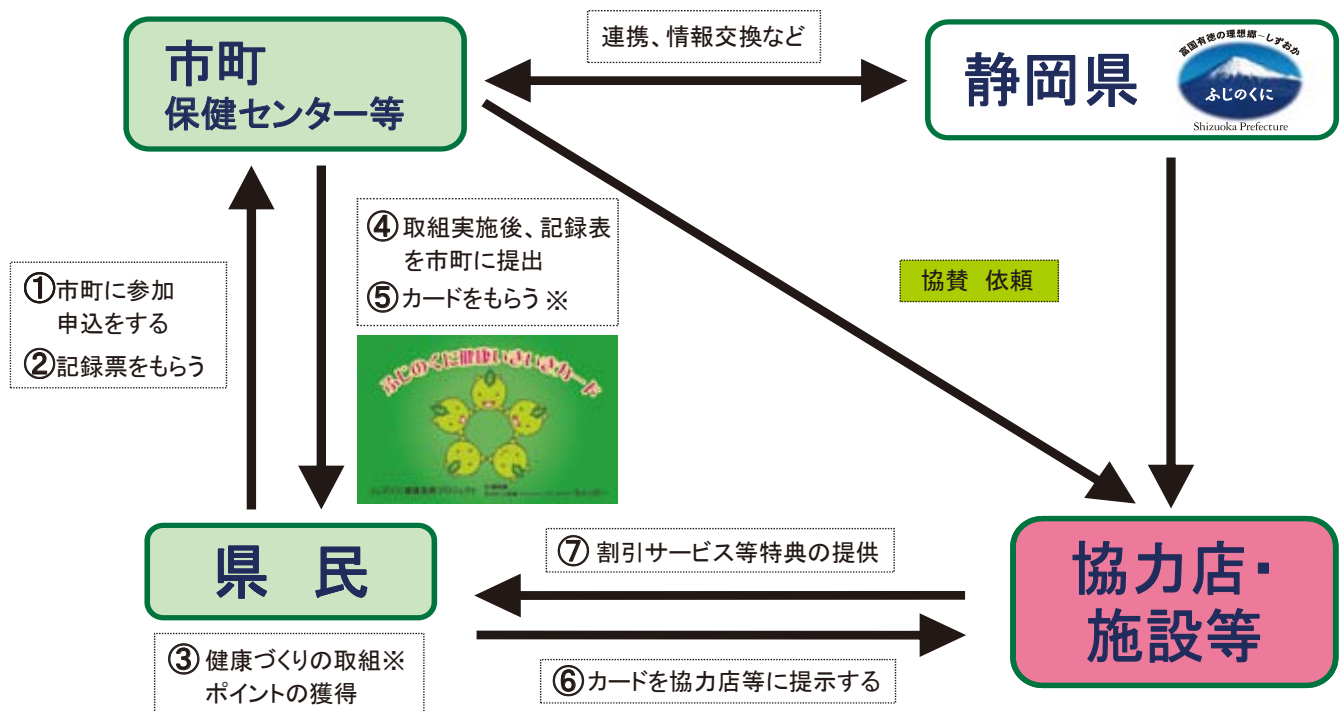


お店に掲示してもらう協力店ポスター（A4）
県、市町から協力店・施設に配布します

提供する「サービス」の例

毎週〇曜日は5%OFF、毎月〇日はポイント2倍、ドリンク1杯サービス、などサービス内容は協力店・施設が独自で決めることができます。無理のないところから始めてください。御協力をお願いします。

健康マイレージ事業の流れ



※ふじのくに健康いきいきカードの発行基準やポイントの獲得方法は、実施する市町によって異なります。

問合せ先
申込み先

県担当窓口
静岡県健康福祉部健康増進課 健康増進班
静岡市葵区追手町9番6号
電話 054-221-2779
FAX 054-251-7188
Mail kenzou@pref.shizuoka.lg.jp

市・町担当窓口